

洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内の要配慮者 利用施設における避難確保・浸水防止に向けた取組みについて

1 自主的な避難確保・浸水防止の取組みの促進について

洪水等の水害や大雨による土砂災害は、事前にある程度予測が可能なため、高齢者や障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する人が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）に対して洪水予報や避難情報等の情報を確実に伝達し、被害防止に向けた対応に早めに取り掛かることが重要です。

国では、平成29年5月に水防法及び土砂災害防止法の改正を行い、市町村の地域防災計画に定める要配慮者利用施設の所有者又は管理者の皆様について、次のことを義務として決めました。

- 避難確保計画の作成
- 訓練の実施

○自衛水防組織を設置した場合の措置（水防法上の努力義務）

つきましては、対象となる各施設の所有者又は管理者の皆様には、本取り組みの必要性を御理解いただき、洪水の発生に備えて、避難確保・浸水防止に向けた取組みを推進いただきますようお願いいたします。

2 対象となる施設

要配慮者利用施設のうち洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に所在するものとして、長岡市地域防災計画で定めた施設。

- 要配慮者利用施設の範囲
 - ・高齢者利用施設（特別養護老人ホームなど）
 - ・障害者利用施設（障害者福祉サービス事業所など）
 - ・乳幼児利用施設（認可保育所、幼稚園など）
 - ・病院、診療所（有床に限る。）

3 洪水浸水想定区域とは

大雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。また、その区域や避難に関する情報等を図化したものが、「洪水ハザードマップ」です。

浸水想定区域及びハザードマップについては、次のウェブサイトで公表されています。

- 浸水想定区域図【県ホームページURL】
<http://www.pref.niigata.lg.jp/kasenkanri/1233172941494.html>
- ハザードマップ【ながおか防災ホームページURL】
<http://www.bousai.city.nagaoka.niigata.jp/>

4 土砂災害警戒区域とは

大雨などにより土砂災害のおそれがある区域です。また、その区域や避難に関する情報等を図化したものが、「土砂災害ハザードマップ」です。

土砂災害警戒区域及びハザードマップについては、次のウェブサイトで公表されています。

- 土砂災害警戒区域【県ホームページURL】
<http://www.pref.niigata.lg.jp/sabo/1195056532832.html>
- ハザードマップ【ながおか防災ホームページURL】
<http://www.bousai.city.nagaoka.niigata.jp/>

5 避難確保計画の作成

(1) 避難確保計画

対象となる施設の所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害防止法の規定により当該施設の利用者の洪水時または土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成をしなければなりません。

避難確保計画では、次の事項を定めることとなります。

- ①洪水時（土砂災害時）の防災体制に関する事項
- ②洪水時（土砂災害時）の避難の誘導に関する事項
- ③洪水時（土砂災害時）の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④洪水時（土砂災害時）を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する事項【水防法上の努力義務】
 - ・長岡市、その他関係機関との連絡調整、自衛水防組織が行う業務に関する活動要領
 - ・自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
 - ・その他必要な事項
- ⑥その他、洪水時（土砂災害時）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

- ※消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時の避難確保計画」の項目を追加することでも構いません。
- ※施設が複数の建物に分かれている場合は建物ごとに作成する必要があります。
- ※建物内に複数の施設がある場合には各施設と協議の上作成してください。

(2) 避難確保計画作成等に関するサポートについて

ア 各種資料（避難確保・浸水防止計画作成の手引きなど）については、国土交通省のホームページをご覧ください。

- 【国土交通省ホームページURL】
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/index.html>

イ 信濃川河川事務所内の「災害情報普及支援室」において、信濃川・魚野川の洪水浸水想定区域に係る技術的助言を行っておりますので、ご活用ください。

- 問い合わせ先
信濃川河川事務所 防災情報課
TEL : 0258-32-3273 (直通)

ウ 計画作成全般については、長岡市危機管理防災本部へお問い合わせください。

○問い合わせ先

長岡市危機管理防災本部

TEL : 0258-39-2262 (直通)

6 長岡市に対する報告

避難確保計画を作成又は自衛水防組織を設置した場合は、水防法及び土砂災害防止法の規定により長岡市まで速やかに報告してください。また、変更したときも、同様です。

○報告様式【ながおか防災ホームページURL】

<http://www.bousai.city.nagaoka.niigata.jp/>

○報告書の提出先

長岡市危機管理防災本部

・ 郵送・持参 〒940-8501 長岡市大手通 1-4-10

・ 電子メール bousai@city.nagaoka.lg.jp

○送付された報告書について

庁内の関係部局に情報提供する場合があります。

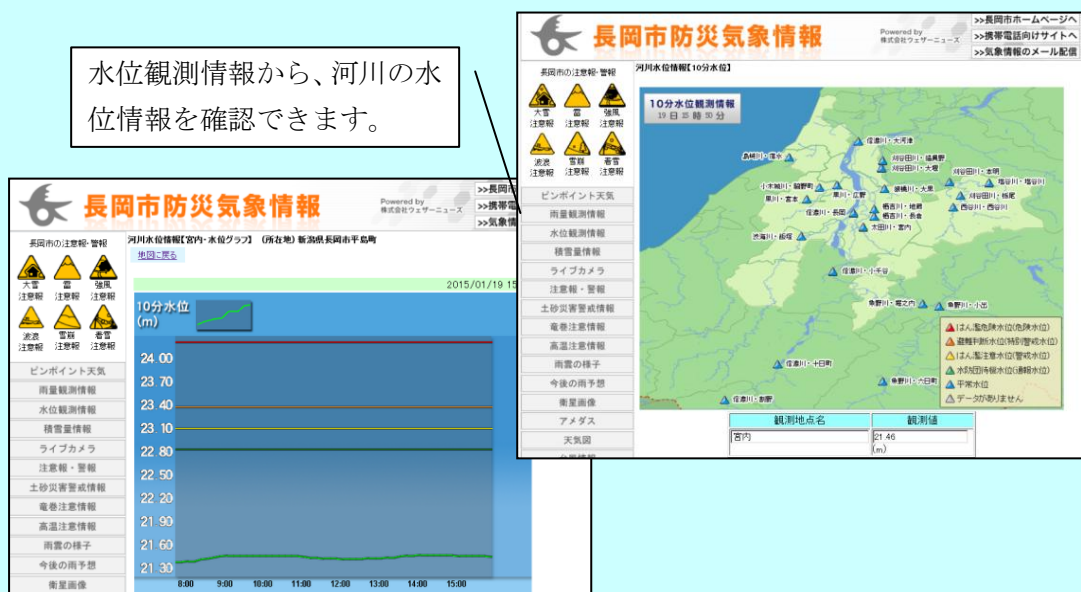
7 情報の収集伝達について

対象施設の所有者・管理者は、「長岡市防災気象情報」等により日頃から各種防災情報の収集に努めていただくようお願いします。

【長岡市防災気象情報URL】

<http://nagaokacity.bosai.info/pinpoint/index.html>

水位観測情報から、河川の水
位情報を確認できます。



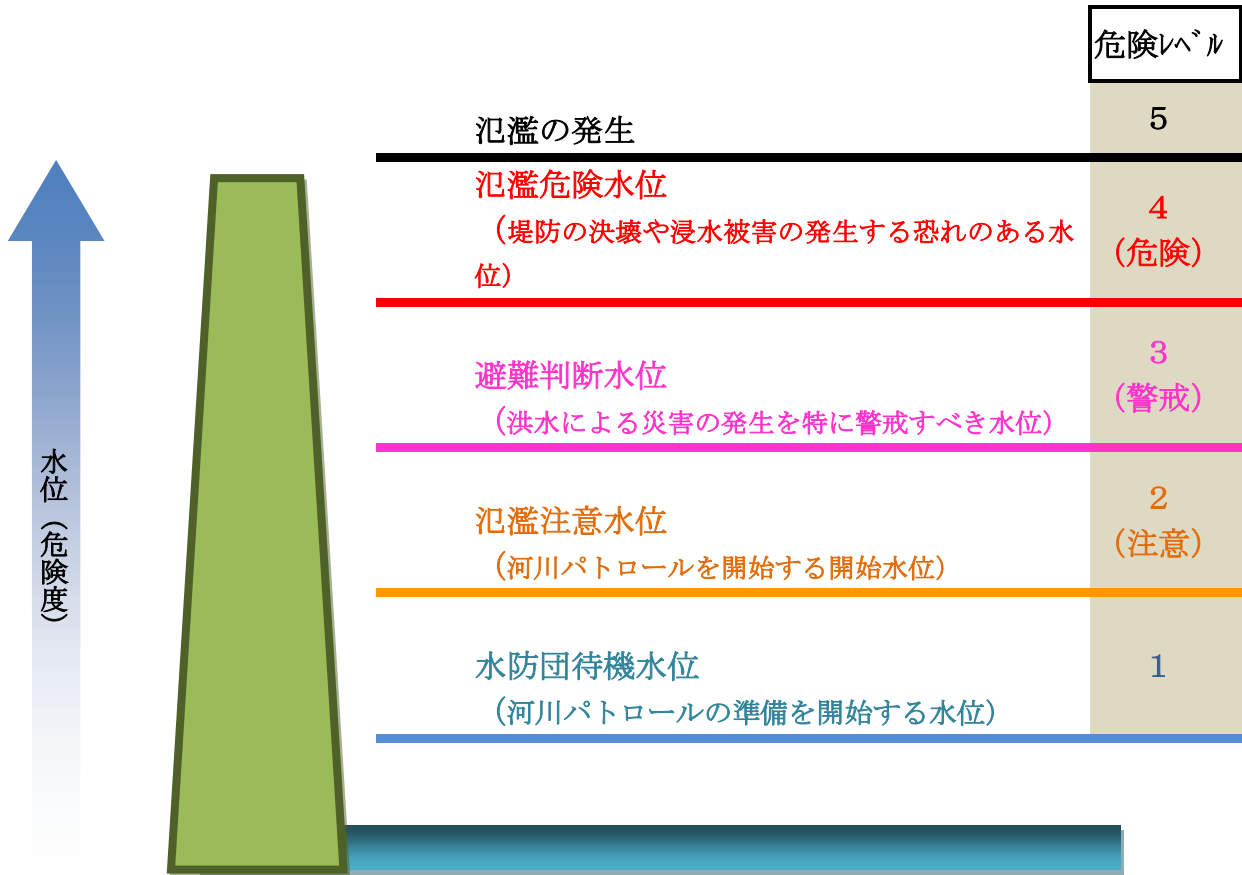
【長岡市防災気象情報メール登録用URL】

<http://nagaokacity.bosai.info/bosaimail/index.html>

※メールで気象警報、洪水予報等を伝達します。

8 参考

(1) 河川の水位及び危険レベル



※河川ごとに設定されている水位及び現在の水位については、長岡市防災気象情報等で確認できます。

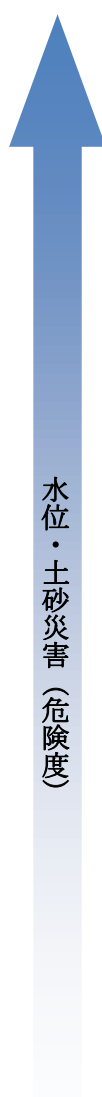
(2) 土砂災害の危険度について

【新潟県土砂災害警戒情報システムURL】
<http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/sv/dosyaMeshMap.html>

5 km 及び 1 km 四方の地域ごとの土砂災害の危険度を確認できます。

レベル	危険度
■ 前ふれ注意レベル(レベル1)	小
■ 警戒レベル(レベル2)	中
■ 危険レベル(レベル3)	大

(3) 長岡市が発出する避難情報



水位・土砂災害(危険度)

種類	発令時の状況	求める行動
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
避難勧告	通常避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況通常避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	通常避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難準備・高齢者等避難開始	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始

※避難情報は、住民向けの情報伝達のほか、要配慮者利用施設に対して直接伝達

(4) 長岡市の洪水予報河川、水位周知河川及び洪水予報の種類

	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	はん濫発生
洪水予報河川 (信濃川・魚野川)	はん濫注意情報	はん濫警戒情報	はん濫危険情報	はん濫発生情報
水位周知河川 (刈谷田川、洪海川、栖吉川、猿橋川、黒川)		はん濫警戒情報		

(5) 水害に係る避難情報基準

河川名 (地点名)	避難準備・高齢者等避難 開始 発令検討基準	避難勧告 発令検討基準	避難指示(緊急) 基準発令検討基準
信濃川 (長岡・越路・ 寺泊・川口)	避難判断水位に到達か つ、上流の水位が上昇	はん濫危険水位	災害の発生、もし くは、今後の雨量 及び河川水位情報 等の分析により、 水位が堤防天端高 に到達するおそれ がある場合
魚野川 (川口)	避難判断水位に到達か つ、上流の水位が上昇	はん濫危険水位	
刈谷田川 (栃尾)	避難判断水位到達 または刈谷田川ダムた だし書き操作予告	はん濫危険水位到達 または刈谷田川ダム ただし書き操作	
刈谷田川 (中之島)	はん濫注意水位到達又 は刈谷田川ダムただし 書き操作予告	避難判断水位到達 又は刈谷田川ダムた だし書き操作	
渋海川・栖吉川 ・太田川	避難判断水位	はん濫危険水位	
黒川・猿橋川	避難判断水位	はん濫危険水位	
小木城川	避難判断水位	はん濫危険水位	
島崎川	避難判断水位	はん濫危険水位	
柿川	基準水位なし		

※基準は目安であり、気象情報等と総合的に判断して運用する。

(6) 土砂災害に係る避難情報基準

避難準備・ 高齢者等避難開始 発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・県が「土砂災害前ぶれ注意情報」を発表したとき、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。(県が5キロメッシュで地域指定する) <p><発表する場合></p> <p>緊急告知FMラジオ、緊急速報メール(エリアメール)及びDメール等で情報伝達するとともに、該当町内会長及び要配慮者利用施設へ電話連絡等する。該当する地区防災センターを開設する。</p>
避難勧告 発令基準	「土砂災害警戒情報」が発表された場合、避難勧告を発令する。
避難指示(緊急) 発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌雨量指数が実況で基準を超過したとき ・土砂災害が発生したとき ・大雨特別警報が発表されたとき <p>のいずれかの場合、避難指示(緊急)を発令する。</p>